【改正後の負担限度額】（令和３年８月から）

	所得の状況（※1）	預貯金等の 資産の状況（※2）
第 1 段階	・世帯全員が住民税非課税の人で、老齢福祉年金受給者の人 ・生活保護を受給されている人	単身：**1,000 万円以下** 夫婦：**2,000 万円以下**
第 2 段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と 非課税年金収入額の合計が年額 **85.65 万円以下**の人	単身：**650 万円以下** 夫婦：**1,650 万円以下**
第 3 段階①	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と 非課税年金収入額の合計が年額 **82.65 万円を超え 120 万円以下**の人	単身：**550 万円以下** 夫婦：**1,550 万円以下**
第 3 段階②	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と 非課税年金収入額の合計が年額 **120 万円を超える**人	単身：**500 万円以下** 夫婦：**1,500 万円以下**
第 4 段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村	

※1　住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV 防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外。）の所得も判断材料とします。

※2　２号被保険者（65 歳未満）の資格要件については、段階に関わらず単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円以下です。